

享保九年五月九日侯の薨するに及んで、村民は更にその位牌を以て神位とし、年々忌日毎に御小屋祭と稱する祭禮を行つた。湯端諏訪神社即ち是である。然るに湯端新の住民一部は利屋町村七、屋に移り、別に八幡神社を建てたのであるが、石川縣の明細帳には誤つて綱紀の神體をこの八幡神社にある如く記載してあつた。因つて明治四十二年一月八幡神社を湯端諏訪神社に合併して新たに松雲神社と號し、同年十二月また改めて加賀神社とした。

カガゾウガン 加賀象眼 桑村・水野氏等金澤の白銀師は毛彫象眼の法に特殊の工夫を加へ、地金を鑿鑿する際、その底部を表面よりも廣くし、こゝに他の金屬を鑲植して圖樣をなし、剝落の憂なからしめた。加賀象眼といふもの即ち是であり、金・銀・銅・烏金を地金とする外鐵臺にも施工せられる。

カガソウドウ 加賀騒動 加賀侯前田吉徳の臣大槻朝元を中心とした事件をさしていひ、之に種々の附會を加へて稗史としたものには、見語大鷹選・越路加賀見・野狐物語・北雪美談金澤實紀等があり、義太夫本には加賀見山郭寫本・加賀見山舊錦繪があり、演劇の脚本には鏡山錦栴葉(一名鏡山若葉楓・鏡山千葉鏡)復咲後日梅等がある。

カガゾメ 加賀染 武家名目抄に『東武實錄云寛永五年十月二十八日は日加賀申納言利常加賀染の手綱百筋を献上す。』とある加賀染は梅染又は黒梅染であるらしい。梅染の法は天和・貞享頃既に絶えたが、その時分にはいろ繪又は染繪と稱する彩色染の法が起つて、それを加賀染といふた。天和三年板併書加賀

染に『撰集竟宴の會、加賀染や上下にわかつきぬ配 長之』といひ、貞享三年板の本朝二十不孝に、『不斷も加賀染の模様よく色を作り態をやれば』とあるも是である。この加賀染はまた御國染といふたが、後世では憲法染に色繪の加賀紋を施した男子の紋服を、特に御國染といふたやうである。

カガゾメ 加賀染 二冊。宮腰の併人杉野間之編、同久津見一平跋。友琴・北枝・二美・間之等の談林風俳句を四季に類別したもので、卷末地方別に作者の出句數を載せ、雅號の肩書に氏を記してある。天和元年十二月金澤麩屋五郎兵衛の板。

カガダイク 加賀大工 加賀から出た大工で、江戸中期以後江戸に出て諸侯邸第の建築などに從事したものといふ。

カガタバナ かざた鼻 鳳至郡曾良から西南に當る岬。

カガタマイシ 加賀球石 能美郡安宅に産する礫である。白・灰又は帶紫色の緻密な質を備へる一種の石英砂岩で、少量の膠結物を有する。ボールミルと稱する粉砕機中に入れらる西洋燧石に代用せられる。

カガチヨウギン 加賀挺銀 藩政時代の初期に加賀で鍛造した丁銀で、花降丁銀ともいひ、その種類は多い。↓ギンカ 銀貨。
カガツメ 加賀爪 河北郡井上庄に屬し、津幡宿の入口に連櫓する部落。
カガツメ 加賀爪 三宮古記文和二年四月十日臨時祭の條に、『練童已下十一人可_レ爲_二寺領百姓役_一之由。四月五日_一三人諸江三人小河保三人加々々二人勤仕。』とある加々爪は、後の石川郡鞍月庄西蚊爪か、又は河北郡

鞍月庄東蚊爪か、又は河北郡井上庄加賀爪か、いづれとも判明せぬ。

カガドノ 加賀殿 ↓マア 麻阿。
カガトビ 加賀鷹 享保二年正月十一日將軍徳川吉宗令して、萬石以上の輩居邸の附近に火災ある時は人を出して之を救ふべきを命じ、同三年十月廿一日更に命を新たにした。

是に於いて前田綱紀も従来の防火隊の組織を擴張し、士分火消役の外、別に江戸備夫を精選して防火に當らしめたもの、即ち世に謂ふ加賀鷹である。加賀鷹は本郷邸に在つて、一番手から三番手に別ち、合紋を附した革羽織を着し、その部隊長は藩士之に當つた。明治十九年河竹默阿彌作首長屋梅加賀鷹と題した脚本の如きも、亦この加賀鷹を題材としたものである。

カガナンゼンジリヨウサイバンシヨ 加賀南禅寺領裁判書 一卷。卷初に『南禅寺領加賀國得橋郷地頭代興範申當國白山中宮佐羅別宮雜掌貞清、寄事於牛島村下知狀、押領各別當郷佐羅村由事』とあつて、巻尾に『仍下知之狀如件、徳治三年五月二日越後國平朝臣判』と書かれてゐる。

カガノオキク 加賀のお菊 菊酒は加賀に醸造せられて名産と稱せられたが、それを題材にして、加賀の菊酒屋の娘お菊と手代幸助との情話を捏ち上げた戯作が可なりに多い。

この情話を捏ち上げた戯作が可なりに多い。豊後節の加賀お菊妹背の中酌、閨八節の妹背の中汲、富本節のお菊幸助亂髮所謂加賀笠・お菊孝助名酒盛色の中汲・ちらし書仇命毛、長唄の幸助お菊道行由縁の初櫻、常盤津節のお菊幸助比翼加賀紋・詩和歌分根牡丹等は皆これである。

カガノグウケ 加賀の郡家 (一)分國以後郡家は郡司の政務を行ふ衙門で、郡院ともいふた。今加賀國の郡家の所在に就いて言はんに、江沼郡に於いては、和名抄に郡家郷とあるもの、域内に在るべき筈である。この郡家は申世以降菅生庄と稱せられたものに當ると認められ、菅生庄の中心は菅生であるから、往時その附近に江沼の邑名があつたのであらう。しか考へる所以は、源平盛衰記壽永二年加賀國合戦の條に、『源氏綱々ひら責に攻、福田・熊坂・江沼をも責越て、濱路までこそ追懸たれ。』とあつて、福田・熊坂の共に邑名であると等しく、江沼も又今は存在を失へる邑名であると考へられるからである。又能美の郡家は能美に在つたといふを通説とする。此の地は和名抄の野身郷に屬し、中世に至つては能美庄の中心であつた。石川郡の郡家は明瞭でない。世に古保を以て之に擬するものもある。蓋し欽明紀に郡令城主といふ語があつて、その郡に訓するにコホを以てし、又肥後國宇土郡古保里、阿波國美馬郡郡里などが郡家の所在であつた例に併せ考へるときは、全く首肯し得られぬでもないやうである。加賀郡にも亦郡家郷がある。今の三池の名は屯倉より來たもので、郡家は即ちこゝに在つたとする説もある。

(二)分國以前また今の能美郡苗代村に大領・大領中の部落があつて、世人或は之を能美郡の郡家に擬するものがある。しかし能美郡分立以後に於ける郡家が、能美を邑名とする地點に在つたことは、その郡名を定められたる理由に遡りて疑ふべくもない。されば大領の地は、恐らくは越前國江沼であつた時代

カカ